「文化活動」(1)

次のいずれかの活動を、引き続き希望する場合は、以下の提出書類が必要になります。

外国人の方が、収入を行わない学術上若しくは芸術状の活動を行おうとする場合

外国人の方が、我が国特有の文化又は技芸について専門的な研究を行おうとする場合

*我が国特有の文化又は技芸とは、我が国固有の文化又は技芸、すなわち、生け花、茶道、柔道、日本建築、日本画、日本舞踊、日本料理、邦楽などのほか、我が国固有のものとはいえなくても、 我が国がその形成・発展の上で大きな役割を果たしているもの、例えば、禅,空手等も含まれます。

提出資料

1	1. 任宙期间契制計刊中間音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1. 四
	*地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ(<u>http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html</u>)から取得することもできます。
2	2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	3 日本で具体的な活動の内容,期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料
	(1)申請人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書・・・・・・・・・・・1通
	(2)申請人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 (パンフレット等)・・・・・・・・・・ 適宜
4	4 申請人の日本滞在中の経費支弁能力を証する文書
	(1)申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料
	① 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書・・・・・・・・・1通
	② 申請人本人名義の銀行等における預金残高証明書・・・・・・・・・・・・・適宜
	③ 上記①~②に準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
	(2)申請人以外の者が経費を支弁する場合は、経費負担者に係る次の資料
	① 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)・・・・・・・各1通
	*お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。
	*上記①については,1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば,いずれか一方でかまいません。
	*また,上記①の証明書が,転居等により,お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は,最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
	② 経費支弁者が外国にいる場合は,経費支弁者名義の銀行等における預金残高証明書・・・・・・・・・・・・・・・適宜
	③ 上記①~②に準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
5	5 身分を証する文書(申請取次者証明書、戸籍謄本等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	*上記5については、申請人本人以外の方(申請が提出できる方については、 <u>http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html</u> を参照して下さい。)が申請を提出する場合において、
	申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人
	登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書(又は外国人登録証明書の両面写し)の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留 意 事 項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ ((http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html) の「各種手続案内」をご覧下さい。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。

「文化活動」②

外国人の方が、専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合

※我が国特有の文化又は技芸とは,我が国固有の文化又は技芸,すなわち,生け花,茶道,柔道,日本建築,日本画,日本舞踊,日本料理,邦楽などのほか、我が国固有のものとはいえなくても, 我が国がその形成・発展の上で大きな役割を果たしているもの,例えば,禅,空手等も含まれます。

提出資料

1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 通
*地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html)から取得することもできます。
2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 日本で具体的な活動の内容,期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料
(1)申請人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書・・・・・・・・1通
(2)申請人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 (パンフレット等)・・・・・・・ 適宜
4 申請人が日本で在留した場合の経費支弁能力を証する文書
(1)申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料
① 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書・・・・・・・・・・1通
② 申請人本人名義の銀行等における預金残高証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
③ 上記①~②に準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
(2)申請人以外の者が経費を支弁する場合は、経費負担者に係る次の資料
① 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)・・・・・・・各1通
*お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。
*上記①については,1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば,いずれか一方でかまいません。
*また、上記①の証明書が、転居等により、お住まいの区役所・市役所・役場から発行されない場合は、最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせ下さい。
② 経費支弁者が外国にいる場合は,経費支弁者名義の銀行等における預金残高証明書・・・・・・・適宜
③ 上記①~②に準ずる文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
5 身分を証する文書(申請取次者証明書、戸籍謄本等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
* *上記5については、申請人本人以外の方(申請が提出できる方については、 <u>http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html</u> を参照して下さい。)が申請を提出する場合において、
申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人
登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書(又は外国人登録証明書の両面写し)の提出」をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことです。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。

留 意 事 項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ((http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html) の「各種手続案内」をご覧下さい。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 3 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請をして下さい。